

補 足 意 見

2013年3月29日 田島良昭

1 法科大学院の統廃合・定員削減について

法曹養成制度の現在の危機的状況の大きな原因は、やはり法科大学院をたくさんつくりすぎたことがある。教育力が不十分なのに多数の学生を受け入れ、司法試験合格率が1割未満という惨憺たる状況の法科大学院が多数ある。そして、これらの問題の大きい法科大学院が十分問題を認識して改善の努力をしているとは言い難いため、いくら公的支援の見直しで自主的改善や撤退を促しても十分成果が上げられない可能性が大きい。

こうした状況を放置すると努力して成果を上げている法科大学院も含めて法科大学院のイメージを悪化させてしまうから、自主的努力を促すだけでなく法的に強制的な措置を用意する必要がある。いきなり法的措置を講ずるということではなくても、自主的努力がなされなければ法的措置を講ずるという用意がされていることが重要である。

今回のとりまとめ案12頁では、自主的な組織見直しを促進する方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合に、「新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある」という記述に止まっており、一定期間経過後によく新たな措置を設けることの検討が始まることになっていて、検討が遅すぎる。「検討」ではなく、法的措置を用意した上で、自主的な組織見直しを促進するというように改めるべきである。

2 司法修習について

19頁の司法修習のところは、あたかも問題が全くないかのような記述になっているが、私が直接聞いてきたところと全く異なるし、この検討会議でもそのような議論にはなっていなかったと思う。

司法修習は法曹養成の仕上げのところで、非常に重要な位置づけを持っており、ここを充実させなければならない。

私は法科大学院と司法修習の連携がうまくいっていないのではないかと思う。2年の修習が1年になり、前期修習をやめて法科大学院で実務導入教育をやるはずだったのに、十分機能していない。そのために、うまく実務修習がやれないと聞いている。実務修習は2ヶ月に短縮され、おまけに就職活動に時間を割かれている。弁護修習や検察修習ではかなり苦労していると聞いているが、裁判所でも十分な実務体験ができていないのではないか。

一定の期間をさいて導入修習を行い、分野別実務修習は実務に即したものに十分時間をかけられるようにする必要がある。

3 司法修習生に対する経済的支援について

給費制から貸与制に変わったのは法曹志願者にとって非常に大きな問題であり、ここで

貸与制が当然の前提のようになっていることには大きなギャップを感じる。

以前は司法試験に受かれば一人前として給料がもらえたが、今では一人前として扱われない。これでは国家が法曹をどう見ているのかという疑問を多くの人が持つだろう。

医師ならば国家試験に受かれば研修医でも一人前として扱われ給料がもらえる。法曹に対しても国家が法曹を重視して扱うという意思を示すべきである。

このとりまとめ案では11頁に貸与制を維持すべきであると書かれているが、この検討会議ではそこまで明確な議論をしていない。「フォーラム」で議論していたとしても、この検討会議は裁判所法改正と閣議決定を踏まえた別組織なのだから「フォーラム」のとりまとめをそのままの形で記載することはできないだろう。

貸与制を前提としたとりまとめをするとしても、「貸与制に移行したがいろいろな問題が出ているので、よりよいものにしていきたい」という記載にすべきである。司法修習の位置づけや修習専念義務の在り方が問われているのも、専念義務を全くなくせという議論ではないはずだから、貸与制の下での問題点を改めるという方向で議論すべきだ。